

○地下水質保全目標

(平成3年1月7日告示第6号)

改正 平成12年11月1日告示第881号 平成14年1月23日告示第54号
平成24年3月30日告示第516号の3

熊本県地下水保全条例(平成2年熊本県条例第52号)第6条第1項の規定に基づく地下水質保全目標は、県下全域について、別表の左欄に掲げる対象化学物質の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

改正文 抄

- 1 平成8年10月1日から施行する。

改正文(平成12年11月1日告示第881号)抄

- 1 平成13年1月1日から施行する。

改正文(平成14年1月23日告示第54号)抄

- 1 平成14年1月31日から施行する。

改正文(平成24年3月30日告示第516号の3)抄

- 1 平成24年4月1日から施行する。

別表

地下水質保全目標

項目	地下水質保全目標値
カドミウム及びその化合物	検出されないこと。
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検出されないこと。
鉛及びその化合物	検出されないこと。
六価クロム化合物	検出されないこと。
砒(ひ)素及びその化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検出されないこと。
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
トリクロロエチレン	検出されないこと。
テトラクロロエチレン	検出されないこと。
1、1、1-トリクロロエタン	検出されないこと。

四塩化炭素	検出されないこと。
ジクロロメタン	検出されないこと。
1、2—ジクロロエタン	検出されないこと。
1、1—ジクロロエチレン	検出されないこと。
1、1、2—トリクロロエタン	検出されないこと。
1、3—ジクロロプロペン	検出されないこと。
チラウム	検出されないこと。
シマジン	検出されないこと。
チオベンカルブ	検出されないこと。
ベンゼン	検出されないこと。
セレン及びその化合物	検出されないこと。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
1、4—ジオキサン	検出されないこと。
塩化ビニルモノマー	検出されないこと。
1、2—ジクロロエチレン	検出されないこと。
備考	
<p>1 「検出されないこと。」とは、熊本県地下水保全条例施行規則別表第2の右欄に掲げる値(判定基準値)を下回ることをいう。</p> <p>2 地下水質保全目標は、自然的要因によって検出された場合に限っては、適用しない。</p>	